

## 意見書

平成 27 年 1 月 9 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 殿

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクBB株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社  
だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「長期増分費用モデル研究会」報告書(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「長期増分費用モデル研究会」報告書(案)(以下「報告書(案)」といいます)に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

## 1. 次期モデルの選定

### (1)モデルの種別

次期モデルには IP モデルを採用すべきと考えます。報告書(案)P.11 図1-8にある通り現在各社は IP 網への移行を進めていますが、その理由の 1 つは IP 網がコスト安であるためです。また P.10 図1-7にある通り 0AB~J-IP 電話は、契約数が加入電話+ISDN の契約数を平成 26 年度中にも上回る見込みであり、固定電話の主流となりつつあります。このような状況から考えると、LRIC モデルの基本的事項である「現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備や技術を採用する」という条件や、「内外有力事業者で現に採用されている例が稀ではない設備・技術を検討対象とする」という条件にかなう網は IP 網であり、次期モデルには IP モデルを採用することが適切と考えます。

### (2)IP モデルのケース

ケース A を採用すべきと考えます。ケース B における全てのアナログ回線の同時接続が可能という想定は、ネットワーク構築の観点ではあまりにも非現実的であり、その想定ゆえに設備コストが過剰になるという課題はモデルの根幹に関わるものです。一方、ケース A の課題は、音声収容装置という 1 装置の 1 機能、しかも災害時等の異常トラヒック発生時のみ必要とされる機能のコスト推計が困難という、モデル全体から見ればその影響はごく小さな範囲に留まるものです。これらを比較すれば、モデルに対する課題の影響度合いが小さいケース A を採用することが適切と考えます。

### (3)IP・PSTN 共通ロジックの次期 IP モデルへの適用

現行モデル見直し項目のうち、IP・PSTN(レガシー)の技術を問わず共通的に適用すべきロジック(例 中継ダークファイバ需要の追加)は、次期モデルに IP・PSTN モデルのどちらが採用されようとも反映してしかるべきと考えます。

## 2. 完全な試算結果の開示

報告書(案)に示された試算項目には、一部概算値が含まれているものや試算中の項目があります。有意義なプライシング議論を行うために、議論開始の際には、委員会構成員や関係事業者が完全な試算結果を把握できることが望ましいと考えます。

## 3. 今後の光ケーブルの経済的耐用年数の更新

### (1)最新の経済的耐用年数への毎年の更新

光ケーブルの経済的耐用年数を毎年最新のものへ更新すべきと考えます。今回 7 年ぶりに見直しが行われましたが、第一次モデル検討の際の「長期増分費用モデル研究会」報告書 P.93 に示されている通り、本来、モデルの入力値は適宜最新のデータに基づいた

ものに更新することが適当です。また、今回の更新実績から今後も年々経済的耐用年数が伸びていくことが想定されます。以上 2 点の理由により、光ケーブルの経済的耐用年数については、毎年更新を行い、最新の経済的耐用年数を接続料算定に用いるべきと考えます。

## (2) 経済的耐用年数推計に用いる撤去実績データの精査

経済的耐用年数推計に用いる撤去実績データの内容をより詳細に確認し、適正でないデータがあれば除くべきと考えます。具体的には、撤去実績データの中にどのような理由による撤去がどのような割合で含まれるかを明らかにした上で、個々の理由について推計に用いるデータとしての適正性を評価し、適正でないと判断した場合は推計用データから除くべきと考えます。

適正性の評価方法の 1 つとして、表 1 に示すように撤去理由とケーブル保有事業者固有事情との関連性が大きい場合は不適、小さい場合は適と判断する方法が挙げられます。まだ使用可能であるにも関わらず撤去した実績は、経済的耐用年数を短くし接続料を値上げする要因として働きますが、そのような撤去のうち、理由がケーブル保有事業者固有の事情に大きく関連する場合、結果としてケーブル保有事業者固有の事情がその他事業者の負担増加をもたらすことになり、不適切と考えます。

特に初期の敷設計画の見直しに伴う張替による撤去（光回線網構築の初期段階で敷設し、その後の需要増加に伴う大規模敷設や配線区画見直し等により数年の内に取り替えるケース）は、ケーブル保有事業者固有の事情に大きく関連するものであり、かつ推計用データに含まれている可能性があります。そのため、当該実績が含まれる割合等を明らかにし適正性を精査の上、推計用データから除外することを検討すべきと考えます。

表 1 撤去理由の適正性評価(例)

推計用データとしての適正性	撤去理由とケーブル保有事業者固有事情との関連性	撤去理由の例
不適	大	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケーブル保有事業者の人為的ミス(単なる敷設ミス等)</li> <li>初期の敷設計画の見直しに伴う張替</li> </ul>
適	小	<ul style="list-style-type: none"> <li>革新的技術の採用による張替</li> <li>ユーザの解約</li> <li>支障移転</li> <li>災害、交通事故等による破損</li> <li>ケーブルの老朽化</li> </ul>

以上